

**令和 8 年度三原市地域おこし協力隊フォローアップ業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、令和 8 年度三原市地域おこし協力隊フォローアップ業務を委託するに当たり、実効性が高いと思われる企画提案を行った者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和 8 年度三原市地域おこし協力隊フォローアップ業務

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度三原市地域おこし協力隊フォローアップ業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

(4) 予算額

2,000,000 円（消費税相当額及び地方消費税相当総額を含む。）

3 参加資格

本件に参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (3) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。（三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。）

4 スケジュール

項目	日程
公募開始（実施要領等の公表・配付開始）	令和 8 年 2 月 27 日（金）
質問書の提出期限	令和 8 年 3 月 4 日（水）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 3 月 10 日（火）
企画提案書の受付期間	令和 8 年 3 月 10 日（火）～ 3 月 19 日（木）
企画提案審査（ヒアリング又は書面）	令和 8 年 3 月 25 日（水）
選定結果通知（予定）	令和 8 年 3 月 30 日（月）

5 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）に質問事項を簡条書きで記載し、電子メールにより、件名を「令和 8 年度三原市地域おこし協力隊フォローアップ業務に係る質問」とし送信すること。なお、受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

- (2) 提出期限
令和8年3月4日(水)17時まで【必着】
- (3) 提出先
「10 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、随時、三原市ホームページへ掲載する。

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
- ア 参加表明書（様式第2号） 1部
- イ 添付書類（該当者のみ ※を参照） 1部
- ※令和7・8年度三原市建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿、令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿のいずれにも記載されていない者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。
- (ア) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- (イ) 印鑑証明書 ※写し可
- (ウ) 決算書の写し（申請日の直前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書）
- (エ) 市税の滞納のない証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要
- (オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（(その3)または(その3の3)）※写し可
- ウ 会社概要書（様式第3号）
- エ 関連業務実績書（様式第4号）
- オ 協力会社概要書（様式第5号）
- ※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。
- (2) 提出期限
令和8年3月10日(火)17時まで【必着】
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。郵送の場合は必着とする。
- (4) 提出先
「10 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ア 見積書 8部（正本1部、副本7部）
- ・様式は任意とするが、合計金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）のみではなく、業務ごとの内訳も明記すること。
 - ・押印は1部で、他は複写（製本不要）とする。
- イ 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）
- ・用紙サイズはA4判で統一すること。図表サイズ等でやむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
 - ・ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。
 - ・企画提案書は、ヒアリングによる審査を想定し、20分以内に説明できるよう、全体を構成すること。
 - ・提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。

・実現可能な提案であること。

(2) 提出期限

3月10日(火)から3月19日(木)まで

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く8時30分から17時15分までとする。郵送の場合は必着とする。

(4) 提出先

「10 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

8 審査方法及び基準

提出された企画提案書等を基に、市職員で構成する選定委員会においてヒアリング審査を行い、提案内容全般を総合的に評価し、評価点の平均点が最も高く、かつ評価基準点以上の1事業者を、優先契約交渉業者として選定する。

(1) ヒアリング審査実施方法

1社当たり30分(説明20分、質疑応答10分)とする。

(2) ヒアリング審査実施日程及び会場

日程：令和8年3月25日(水)午後

会場：三原市役所本庁舎3階 304会議室

(三原市港町三丁目5番1号)

詳細な時間については、別途連絡する。

※当日市が準備するものは、企画提案書を投影するディスプレイ及び延長コードのみとする。その他機材を使用する場合は、各自準備すること。

(3) ヒアリング出席人数

1社当たり3人までとする。

(4) 審査項目

別表の審査基準に基づき審査する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、申請書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果について三原市ホームページに掲載する。なお、選定の詳細についての問合せには、一切応じない。

9 その他

(1) 企画提案に関する費用は、提案者が負担する。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。

(5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。

(6) 市が定める評価基準点に満たない場合には失格とする。

(7) 優先契約交渉事業者を特定した後の契約手続きは、三原市契約規則(平成17年三原市規則第63号)による。

(8) 優先契約交渉事業者は、契約締結後、令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿への登載手続きを行うものとする。

(9) 提出書類については、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例(平成17年3月22日条例第12号)に基づき公開する。

(10) 令和8年度三原市歳入歳出予算の決定に際し、委託に係る予算額に変更があった場合、委託の中止を含む変更を行う場合がある。

10 書類等提出及び問い合わせ先

三原市経営企画部地域企画課（本庁舎4階） 担当：清水、檀上

住 所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電 話：0848-67-6011(直通) Fax：0848-64-7101

E-Mail：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

別表

審査基準

区分	審査項目	評価の視点	配点
1. 業務実施体制	実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の配置や役割分担が明確か ・業務遂行に必要な体制が整っているか 	15点
	担当者の専門性・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊や人材育成に関する知識や経験があるか ・類似業務の実績があるか 	15点
2. 業務実施計画	業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容を正しく理解しているか ・業務目的を適切に捉えているか 	15点
	実施方法の具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応、研修企画、フォローアップ体制構築等の実施方法が具体的か ・スケジュールが現実的で実行可能か 	20点
	創意工夫・提案力	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員の定住促進に向けた独自の工夫や提案があるか ・地域とのつながりづくりに効果的な手法が提案されているか 	15点
3. 業務遂行能力	進捗管理・報告体制	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理の方法が明確か ・市との連絡調整や報告の体制が適切か 	10点
	リスク対応力	<ul style="list-style-type: none"> ・想定されるリスクへの対応策が示されているか ・トラブル発生時の対応体制が整っているか 	5点
4. 費用の評価	見積金額の評価	全提案者の最低価格÷当該提案者の提案価格×5点（小数点以下第3位を四捨五入）※委託経費上限額を超えた提案は0点とする。	5点
合計			100点